

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり参加表明書及び技術提案書の提出を招請します。

令和元年11月22日

名古屋高速道路公社
理事長 新開 輝夫

1 業務概要

- (1) 業務名 道路施設監理等支援業務委託（令和2～4年度）
- (2) 業務内容 本業務は、名古屋高速道路の施設監理等について、維持管理に関する道路資産情報（道路構造物、補修履歴、点検結果等）を一元管理し、これを構造物点検に有効に活用することで維持管理業務全般を支援するものである。
なお、主たる業務は以下のとおりである。
 - 1. 土木構造物点検業務
 - 2. 付属施設点検等業務
- (3) 業務期間 令和2年4月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで
- (4) 本手続は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出するものです。

2 応募要件

次に掲げる要件を満たしている者であること。

- (1) 工事等請負業者の決定等に関する細則（平成9年名古屋高速道路公社細則第3号）第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の提出日から契約締結するまでの期間において、名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 公社の平成30・31年度の一般競争有資格業者の決定をコンサルタント（土木）及びコンサルタント（建築等）の業種で受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、公社が別に定める手続に基づく一般競争有資格業者の再認定を受けていること。）。また、業務期間中は、公社の一般競争有資格業者の決定をコンサルタント（土木）及びコンサルタント（建築等）の業種で受けていること。

コンサルタント（建築等）の業種における申請時の業務区分については、「電気」とする。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 参加表明書及び技術提案書の提出日から契約締結するまでの期間において、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領（平成 9 年通達第 8 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 提案書等を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得（平成 18 年通達第 27 号。以下「入札心得」という。）に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 業務実施体制に関して以下の要件を満足すること。
愛知県内に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (8) 平成 21 年度以降参加表明書提出日までに完了した同種又は類似業務のうち、土木構造物点検業務及び付属施設点検業務※ 1 の双方の実績を有すること。なお、業務の実績のうち公社発注業務における業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

同種業務とは、

- ① 公社が定める点検要領に基づく土木構造物点検業務
- ② 公社が定める点検要領に基づく付属施設点検業務※ 1

類似業務とは、

- ③ 各種道路事業者※ 2 が定める点検要領に基づく土木構造物点検業務
- ④ 各種道路事業者※ 2 が定める点検要領に基づく付属施設点検業務※ 1

※ 1 付属施設点検業務とは、電気及び電気通信設備の点検業務をいう。

※ 2 道路事業者とは、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、福岡北九州高速道路公社、広島高速道路公社をいう。

- (9) 配置予定管理技術者については、以下に掲げるいずれかの資格を有すること。
- ア 技術士〔総合技術監理部門（建設）〕
 - イ 技術士〔建設部門〕
 - ウ R C C M※
- ※対象となる部門は「道路」「鋼構造及びコンクリート」「トンネル」とする。
- (10) 配置予定管理技術者は、(8)に示す同種又は類似業務のうち、①又は③のいずれかの業務実績を有すること。なお、業務の実績のうち公社発注業務における業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。
- (11) 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と雇用関係があること。
- (12) 本業務の実施にあたり、副管理技術者を各1名配置するものとし、副管理技術者（土木）及び副管理技術者（施設）に必要な資格は下記のいずれかのものとする。
- なお、配置予定管理技術者と兼任は認めないものとする。また、副管理技術者（土木）と副管理技術者（施設）との兼任も認めないものとする。
- ア 副管理技術者（土木）
 - (ア) 技術士〔総合技術監理部門（建設）〕
 - (イ) 技術士〔建設部門〕
 - (ウ) R C C M※
 - (エ) コンクリート診断士
 - (オ) 土木鋼構造診断士
- ※対象となる部門は「道路」「鋼構造及びコンクリート」「トンネル」とする。
- イ 副管理技術者（施設）
 - (ア) 技術士〔総合技術監理部門（電気電子）〕
 - (イ) 技術士〔電気電子部門〕
 - (ウ) 電気主任技術者
 - (エ) 電気通信主任技術者
 - (オ) R C C M〔電気電子部門〕
- (13) 配置予定副管理技術者（土木・施設）は、(8)に示す同種又は類似業務のうち、以下の業務実績を有すること。
- 配置予定副管理技術者（土木）：①又は③
 - 配置予定副管理技術者（施設）：②又は④
- (14) 配置予定副管理技術者（土木・施設）は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と雇用関係があること。

3 手続等

(1) 担当部課

〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目17番30号
名古屋高速道路公社 総務部会計課（契約担当）

電話052-919-5642

(2) 参加表明書及び技術提案書の提出期間、場所、方法

本入札に参加を希望する者は、次に従い、参加表明書及び技術提案書を提出して下さい。

ア 期間 令和元年11月22日(金)から令和元年12月20日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで

イ 場所 (1)に同じ

ウ 方法 持参又は「郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものとする。)(以下「郵送等」という。)」とします。

なお、郵送等の場合は期日までに必着とします。

(3) 応募要件の確認結果は、令和2年1月8日(水)までに通知します。

(4) 応募要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

応募要件を満たしていないと認められた者は、理事長に対して理由について、次に従い、書面により説明を求めることができます。

ア 提出期限 令和2年1月16日(木)午後4時00分まで

イ 提出場所 公社会計課

ウ 提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

理事長は、説明を求められたときは、令和2年1月21日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

(5) プレゼンテーションの実施

配置予定管理技術者の専門技術力の確認や業務への取り組み意欲等を確認するため、原則としてプレゼンテーションを実施するものとします。プレゼンテーションは提出された技術提案書の評価により、原則として上位5者をプレゼンテーション実施者として選定するものとします。ただし、第5位の者が同点の場合は6者以上のプレゼンテーション実施者を選定するものとします。プレゼンテーションは、業務実施体制に記載された配置予定管理技術者が行うものとします。プレゼンテーションの実施日は令和2年1月16日(木)とし、実施方法や日時等の詳細内容は、令和2年1月8日(水)までに別途通知します。

プレゼンテーションでの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しません。

ア 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない

イ 本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない

(6) プレゼンテーション対象者に選定されなかった者(以下、「選定されなかった者」)に対する理由の説明

ア 選定されなかった者は、理事長に対して選定されなかった理由について、次に従い、書面により説明を求めることができます。

(ア) 提出期限 令和2年1月16日(木)午後4時00分まで

- (イ) 提出場所 公社会計課
- (ウ) 提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。
- イ 理事長は、説明を求められたときは、令和2年1月21日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答します。
- (7) 技術提案書の特定等
 - ア 技術提案書が特定された者に対しては、令和2年1月22日(水)(予定)までに通知します。
 - イ 技術提案書が特定されなかった者に対しては、アに掲げる日までに、特定されなかった旨とその理由を通知します。
- (8) 技術提案書が特定されなかった者(以下、「特定されなかった者」)に対する理由の説明
 - ア 特定されなかった者は、理事長に対して特定されなかった理由について、次に従い、書面により説明を求めることができます。
 - (ア) 提出期限 令和2年1月29日(水)午後4時00分まで
 - (イ) 提出場所 公社会計課
 - (ウ) 提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。
 - イ 理事長は、説明を求められたときは、令和2年2月3日(月)までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

4 その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 今回業務の受注者とは、業績評価に基づき令和5年及び6年度業務(2箇年)について随意契約を締結する場合があります。この場合、今回の落札率(当初契約の請負率)を乗じて令和5年及び6年度業務(2箇年)の予定価格を決定するものとします。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。
- (5) 詳細については説明書によります。
- (6) 留意事項
 - 審査に必要な書類は、入札説明書の内容を確認したうえで十分留意して提出してください。